

一 争議發生ノ場所 村下武藏野所吉祥寺三七三
二 事業主側

名 稱 遠藤新園店

營業者 遠藤三郎左衛門

資本 金 五千元

事業 各種新聞、紙次販賣

企業系統 ナ

使用労働者 配達夫男十七名（内少年五名）

三 労働者側

争議参加者 配達夫六名

組合加入者 ナ

応援組合 ナ

四 争議發生ノ時 昭和六年六月二十八日

五 争議發生ノ原因

常ニ食事問題及單價制度等ニ就テ不満之有リタルカ去ル
廿四日ニハ合所内東日吉祥寺出張所配達夫一部ノ争議アリタ
ルヲ以テ豫メ是等分子ノ連絡アリタルモノ、如シニテ容月
廿八日午前四時夜突如別記要領書ヲ提出シ拒絶サレタルニ配
達夫八百名ニ罷業所在ヲ晦シタリ

六 要領事項並交差経過

要領書別紙ノ通り

配達夫等八前夜、如シ廿八日未明ノ朝刊配達ヲ前ニ要領書ヲ
提出シ拒絶サレルト合時ニ所在ヲ晦シタルカ翌廿九日午後九
時以ニ罷業者矢島富次郎下僕妻外総役員ヲ加ヘテ十名位ハ営
業者ヲ訪問業ノ要領書ヲ要示書ト改メ交差ヲ始メントシタル
カ却テ営業者ヨリ請願料金約百五拾圓ノ受取及自轉車二
台ヲ持出シタルハ楊帯犯人ナルハシト逆襲サレタルカ其ノ